

(続紙 1)

京都大学	博士 (人間・環境学)	氏名	丸山 明
論文題目	日本の心理臨床実践における夢分析の有効性に関する精神分析的研究 夢を聞くこと・語ることによる精神分析的空間の生成とその治療作用について		
(論文内容の要旨)			
<p>本論文は、精神分析における夢分析の役割を歴史的に位置づけたうえで、現代日本におけるこの技法が心理臨床において持ちうる意義を考察し、方法論的な展望を示そうとしたものである。</p> <p>序章「夢と失われた対象—精神分析における欠如の問題を軸として」では、精神分析における夢分析の効能の基礎付けが試みられる。「夢は欲望成就である」とはフロイトの基本テーゼの一つであるが、その欲望が生じるためには何らかの欠如状態が想定されなければならないということに鑑み、幼児期のエネルギー備給状況をモデルとしてその欠如を定式化し、それを基本的なバッテリーとして夢の発生の基本に置いている。そしてその基本的な欠如の状況が喚起されるような人間の人生での局面に応えるのが、夢分析が有用となる治療場面なのであると論じている。したがって、そうした基本的欠如に治療者が敏感であることで、夢分析の有用性あるいは効能が示されることになるとしている。</p> <p>第一章「現代心理臨床で夢分析が実践される意義」では、起立性調節障害の診断を受けた不登校の男子高校生の事例に対する治療実践が語られる。不登校と身体症状に加え、この事例では一見哲学的とも言えるような「この世は形と意志しかない」などの強迫的観念が語られていた。そして、治療の間に語られた夢では、まず捕食する熊とそれに対する小動物が出現していて、それに引き続いて部活の先輩に怒られる場面になっていた。そして次にはトロッコで走っている先に虎がおり、捕食を避ける夢が出て来た。こうした夢を語った後、この高校生は急に登校するようになった。</p> <p>第二章「保護者面接で語られる転移夢の取り扱いについて」では、不登校の中学生の保護者との面接過程が記述されており、スクールカウンセラーが生徒ばかりでなく生徒の親の心理面接をすることになるという、微妙な役割の問題が論じられている。そこでは実際に母親との面接過程において母親自身の心理面接が進んでゆく様子が記述され、その経緯をまとめた上で、生徒自身との面接と保護者面接の兼ね合いをどう調整すべきかという課題が考察されている。思春期事例では保護者面接は母子分離を促す助けになるかもしれないのだが、保護者中心の面接に移行することが避けがたい場合は、学校の外部の機関への引き継ぎを考慮せざるを得なくなることもある。しかしカウンセラーの作業の一部に保護者の心理療法が組み込まれることは、丁寧な配慮を条件に、必ずしも排除されるべきではないと述べられている。</p> <p>第三章「思春期選択性緘黙症に対する夢分析」では、学校ではしゃべらない中学生との長期間にわたる心理療法面接が扱われている。箱庭療法を併用した夢分析である。クライアントは小さいころは「虫博士」とあだ名され、虫、とくに水生昆虫に興味をもっており、夢の中でも水流とともに虫の姿がたくさん出された。「ゲンゴロウ」や「魚が変じた黒い生き物」などが活発に現れ、それに連れて緘黙が寛解し、しゃべることが増えている。本人との面接以外に、母親との面接が、間を空けて定期的に行われており、「死」という「文字」が現れる夢を最終として、高校に進学し、面接が終わっている。</p> <p>第四章「夢に現れる「幼児の性理論」の分析」では、スクールカウンセリングではなく通常のカウンセリング場面での心理面接過程が扱われる。やはり夢分析の使用が多く、「プールの底に恐竜の骨が沈んでいる」などの印象的な夢があり、精神分析で言</p>			

う去勢コンプレクスが和らいでいく過程が描かれている。

第五章「夢とテレパシー」は、夢を媒介とするテレパシー現象についての考察である。オカルト現象と普通は考えられているテレパシー的な符合が、オカルトを信じているわけではない人々においても、夢を介して現れることがあり、この現象に合理的な説明を与える試みは時々なされてきている。それらの研究をレビューすること、および筆者が夢分析による治療中に経験した類似の例を挙げることで、この章は成り立っている。なぜ「その時に」その現象が起こったのかは説明できないが、いわゆるテレパシー的な現象が起きる時には、エディプスコンプレクスの働きがあることが論じられている。

終章「夢・昇華・治癒」では、夢を用いた心理臨床において、治癒の方向へと精神が導かれることをどのように説明すべきかという問いが、文学における夢語りを参照しながら語られる。序章で述べた「欠如」という問題が、昇華の加工を受け、「失われた対象」という形で確保されることが、文学と同様に、治癒の方向へと舵が切られる分岐点となることが記されている。

(続紙 2)

(論文審査の結果の要旨)

本論文は、精神分析的な精神療法の中で、夢分析がどのような役割を果たしているのかという問題について、歴史的な展望を拓きながら、それを現代の心理臨床に活かそうとした論文である。

フロイトが精神分析の方法を基礎づけたのは、己の夢を解釈して大著『夢解釈』を著すことによってであったが、この夢分析という方法は今では積極的に用いられることが少なくなっている。本論文は、そうした流れをまず回顧したうえで、精神分析においては、無意識が問題になる以上、夢を扱わない理由はないということを明らかにしている。フロイト的な無意識は、幼児期において形成されるが、この人生の始まりの時期とは、言語の中で思考し存在し始めることになる主体にとって、自然なものとしての自分自身が失われる時期である。つまり欠如が設営されるときである。このことから発して夢の報告がなされるのであるから、夢を分析することが、記憶の長い道りを辿ることを可能とするということをフロイトは発見した。

精神分析がなされるのは、このような記憶を再構成することにより、自己自身を語ることをより広く可能にするという道筋を辿ってである。したがって、夢を分析することは、無意識の道りに沿った意味のある内容を、精神療法の中にもたらすのである。本論文の序章は、このような経緯を辿って、夢分析の必然性が生まれてきたことを理解させている。

本論文は、序章のあとの第一章から第四章において、心理臨床の具体的な治療経験を報告している。第一章から第三章は、学校カウンセリングというセッティングの中で用いられた夢分析、第四章は、その他のセッティングでの治療経験を報告している。学校カウンセリングというセッティングの特徴として、期間が限定されることと、保護者という本人以外の人格の関与が大きくなるということが挙げられる。本論文では、こうした複雑な条件下に置かれた心理療法にとって、どのような考え方で臨むことが最も合理的であるかが考察されている。

まず学校という場面でクライアントとして現れる小中高生は、たしかに卒業とともにカウンセリングを終えるが、彼らは成熟を経験しているまっただ中であり、その成熟の過程のなかにあるということと、年齢からして自分一人の身の上を心配することが許されていることのため、たとえ期間が限られていても、そのカウンセリングの中に、有効なアプローチを詰め込むことができる。本論文における夢分析は、それを可能にしている。すなわち語られる夢はつぎつぎと、本人が知らない間に行っている自己への理解を象徴的に示してゆき、その理解を治療者が読み解いて児童生徒に返すことによって、彼らはさらに深まった次の理解へと進むことができる。本論文における夢の展開は、そのような自己理解の進展を、鮮やかに示すものとなっている。

また、児童生徒に起きる問題は保護者にとっても当然深刻な問題となり、保護者自身がその子のことでカウンセリングを受ける立場になる。しかし同じ治療者が児童生徒と親の両方のカウンセリングを引き受けることは必ずしも良いこととは言えない。しかしながら、保護者の相談に乗ることは避けがたく、それによって保護者によって精神分析的な意味での転移がなされ、保護者のほうを中心としたカウンセリングが始まってしまうことも実際にはある。この両者のバランスを取ることは果たして可能かどうかという問題が発生するが、丁寧な対応によりそれは不可能ではないという筆者の主張の正しさは、保護者の夢に映し出された関係理解から窺われる。

このように本論文の実践報告セクションでは、夢分析には無意識を動かす力があることが極めて具体的に、また事例ごとの事情を踏まえながら提示されている。それによって、精神療法の中で精神分析的なスタンスが治療者によって作られると、自ずから夢がクライアントによって語り出されること、その語りに対して適切な解釈を与え

ることによって、さらに夢が紡ぎだされるということが理解される。すなわちここでは、夢を語るということが一つの独自の語らいの次元を構成する。

それではそのような相互の語らいの中で、どのように無意識の象徴理解が活用されているのかということが問題になり、本論文第五章は、この問題に沿って現れる一つの特異な現象に取り組んでいる。それは夢を語るということの周りで生じる、言葉の相互理解を通じた、テレパシー的現象である。むろんこのような現象の成立経緯は最終的には説明しがたいが、申請者の呈示している事例でも過去のアメリカの事例でも、エディプス的文脈における子どもの誕生という観念が、テレパシー的現象の梃子になっているということを見て取れる。こうした現象は、少なくとも言語的平面において人間がある種の先史的な象徴的共通性にさらされているということを示している。

そして本論文は、終章に入って序章の問いに答えることになる。すなわち、夢分析を用いた治療が少なくなっている昨今では、精神分析において夢が話されやすい環境を作ることが目指されていないのであるが、序章で述べたような精神分析が仮定してきた原初における欠如という問題に目を向けるなら、夢が語られるということは必然であって、それに解釈によって答えてゆくことにより無意識を歴史として構成し直すことが可能になり、それが治療につながるということが示される。このように本論文は、夢が語られることの基本と、その実際の状況を踏まえて、夢分析の再構築を真摯に追求している。

よって、本論文は博士（人間・環境学）の学位論文として価値あるものと認める。また、平成27年2月17日、論文内容とそれに関連した事項について試問を行った結果、合格と認めた。

なお、本論文は、京都大学学位規程第14条第2項に該当するものと判断し、公表に際しては、当該論文の全文に代えてその内容を要約したものとすることを認める。

要旨公表可能日： 年 月 日以降